

**第5期皆野町
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画**

（平成24年度～平成26年度）

素案

平成24年1月

皆野町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格・位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 計画策定のポイント.....	3
第2節 人口の現状及び推計.....	4
1 高齢化の現状.....	4
2 要介護（要支援）認定者数の現状及び推計.....	6
3 高齢者世帯の状況.....	7
4 日常生活圏域ニーズ調査からの現状.....	8
第3節 高齢者保健福祉施策の現状.....	13
1 保健サービス.....	13
2 在宅福祉サービス.....	14
3 地域福祉活動.....	15
4 入所施設と通所・利用施設.....	17
5 生きがい活動.....	18
6 福祉のまちづくり.....	19
第4節 介護保険サービス、介護予防サービスの利用状況及び実績.....	20
1 介護保険サービスの利用状況.....	20
2 介護予防サービスの利用状況.....	22
3 介護予防事業の実績.....	23
4 サービス費等支給状況.....	24
第2章 計画の基本的な方向	25
第1節 基本理念.....	25
第2節 地域包括ケアシステムの構築に向けて.....	26
1 地域包括ケアの5つの視点による取り組み.....	26
2 新たに創設されたサービス.....	27
第3節 重点的な取り組み.....	30
1 介護サービス基盤整備.....	30
2 介護サービスの質的向上.....	30
3 介護予防及び疾病予防の推進.....	30
4 認知症高齢者支援対策の推進.....	31
5 地域生活支援体制の整備.....	31
6 高齢者の積極的な社会生活.....	31
第4節 地域包括支援センターの機能強化.....	32

1	地域包括支援センターの役割・概要	32
2	第4期での実績	33
3	第5期での方針	33
4	運営	33
5	体制	34
第3章 高齢者保健福祉サービス等の提供		35
第1節	保健・福祉サービスの提供	35
1	保健サービス	35
2	在宅福祉サービス	36
3	入所施設と通所・利用施設の整備	37
第2節	地域福祉活動の推進	38
1	担い手の育成	38
第3節	主体的活動への支援	39
1	生きがい活動	39
2	自主活動支援	39
第4節	福祉のまちづくり	40
1	住宅	40
2	都市環境	40
3	権利擁護	40
第4章 介護保険サービス等の充実		41
1	居宅サービス・介護予防サービス	41
2	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス	47
3	住宅改修	50
4	居宅介護支援・介護予防支援	51
5	介護保険施設サービス	52
第5章 地域支援事業		53
1	地域支援事業の概要と実施方針	53
2	介護予防事業	54
3	包括的継続的ケアマネジメント支援事業	57
4	任意事業	59
5	介護予防事業の見込量（数値目標）	60
第6章 介護保険事業費の見込み		61
1	介護給付・予防給付サービスごとの見込み量	61
2	給付費の見込み	63
第7章 計画の推進		66
1	介護給付費の適正化推進	66
2	保健・福祉・医療の連携強化	67

3	サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化.....	68
4	多様な相談体制の整備.....	68
5	情報の提供.....	69
6	関係機関・団体等との連携強化.....	70
7	計画の進行管理と事業の評価.....	70
資料編.....		73
1	用語集.....	73
2	皆野町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱.....	74

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が平成12年4月から始まりました。施行後、サービスの基盤整備は急速に整備され、サービス利用者は確実に増加するなど、介護保険制度は高齢期を支える制度として定着してきました。

しかしながら、サービス利用者の増加に伴い費用も急速に増大し、今後平成27(2015)年には団塊世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。また、要介護高齢者の要介護状態になった原因をみると脳血管疾患の次に認知症となっており、今後もさらに増加すると見込まれていることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務となります。このような状況から、平成17年の介護保険制度改革においては、「2015年の高齢者介護のあるべき姿」を念頭において、制度の持続可能性の確保、明るく活力のある高齢社会の構築等を基本的視点とした制度全般の見直しが行われました。

本町では、上記の趣旨を網羅した「第4期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21～23年度）」に基づいて、各種施策を推進してきました。

今回の見直しにあたっては、第4期計画を踏襲しながら、より現状に即した計画内容とするために「第5期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」を策定するものです。第5期計画では、介護保険、介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、第4期計画の基本理念である「健康で長生きできる町づくり」を継承します。

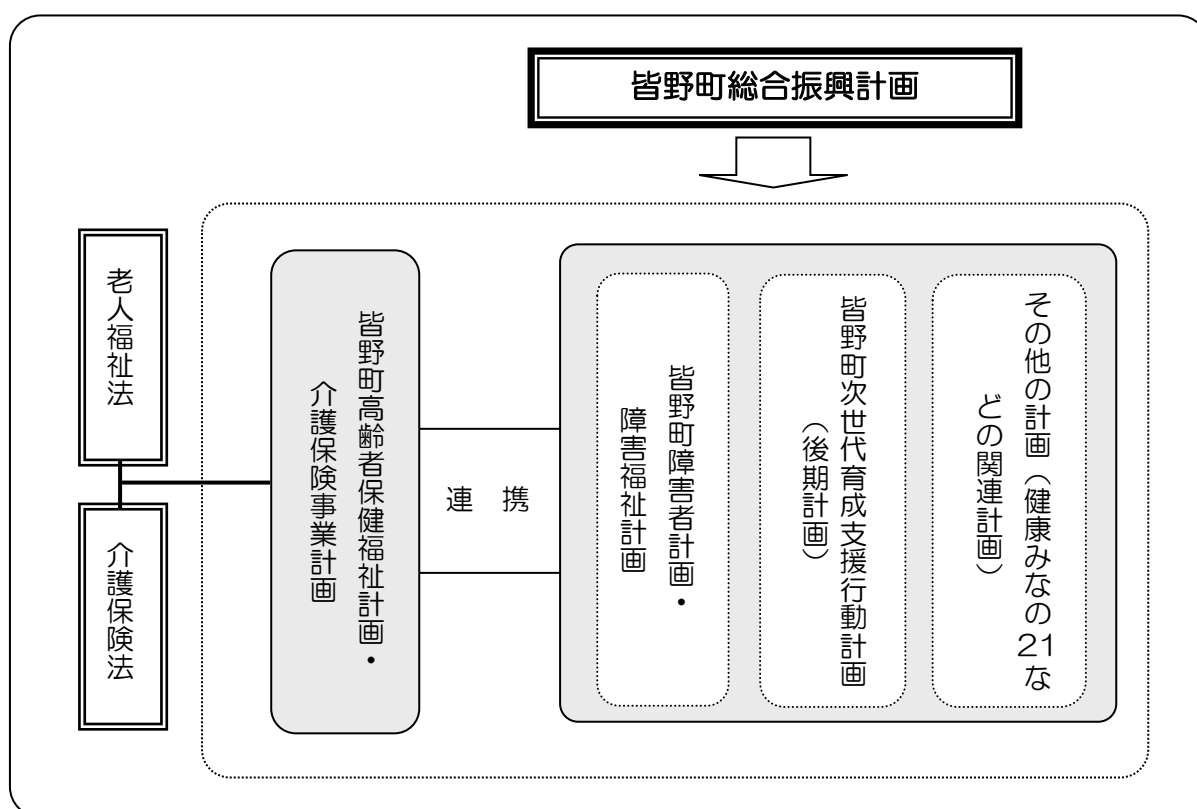
本計画は、本町の高齢者の保健福祉と介護に関する総合的な計画として策定し、高齢化にともなう諸課題に対応するため基本的政策目標の設定と、その実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、町の高齢者の保健福祉全般にわたる計画である「老人保健福祉計画」（老人福祉法に基づく法定計画）と、介護保険事業の円滑な運営を図るための「介護保険事業計画」（介護保険法に基づく法定計画）を一体として策定するもので、要支援・要介護状態となった高齢者や、その家族に対する支援をはじめ、要介護状態になること、または、要介護状態が悪化することを予防するための介護予防策や生きがい対策などを含めた総合的な計画です。

本計画は、介護保険法に基づく計画であり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示）に即して、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体として策定します。

この計画は、町の総合振興計画の高齢者保健福祉分野における部門別計画として位置付けられるものであり、また、他の関連計画との整合性に配慮して策定するものです。



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期とした計画期間です。

第5期計画の対象期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

年 度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第4期計画期間			第5期計画期間		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、町議会議員、保健・医療・福祉等関係者、識見者、地域住民代表および行政関係者からなる「皆野町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

5 計画策定のポイント

第5期介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、の5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情、特色等を反映させることにより、その地域に応じたサービス提供体制の実現を図っていくものとします。

第2節 人口の現状及び推計

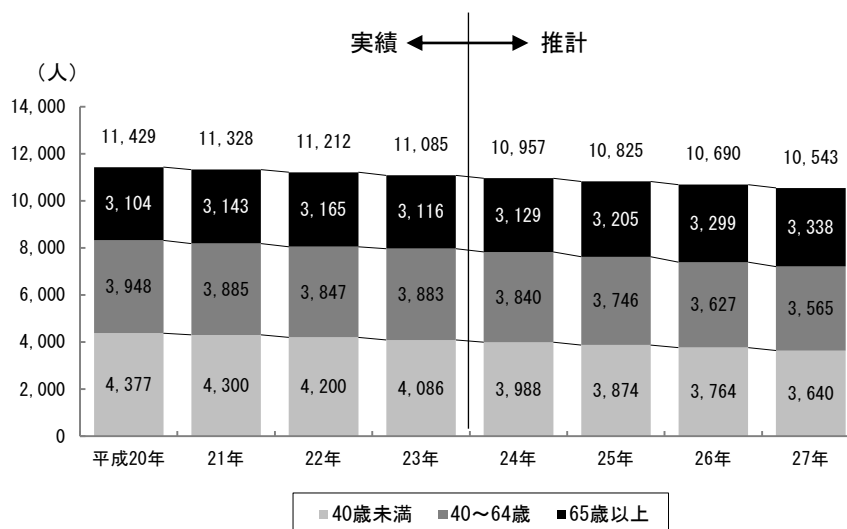
1 高齢化の現状

本町における人口の推計は、平成23年までの各年4月1日の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を踏まえ、コーホート要因法^(注1)により推計しています。

平成23年4月1日の人口は11,085人となっていますが、平成24年以降も減少傾向にあり、第5期計画終了年度の平成27年3月末時点では10,543人と推計されています。

このように総人口は減少傾向にありますが、高齢人口は増加傾向にあり、平成23年4月1日の高齢者人口の3,116人から、平成27年3月末時点では3,338人と予測され、222人の増加が見込まれています。

【人口の現状及び推計】



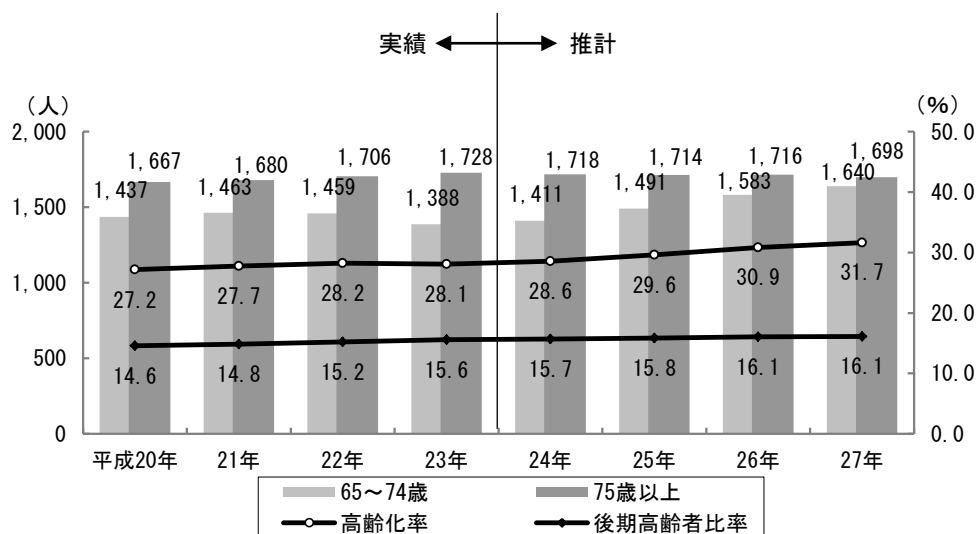
※各年4月1日現在登録人口

注1 コーホート要因法：コーホートとは、同年に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、性別・年齢別生残率、性別・年齢別移動率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

また、65歳以上の高齢者人口の推計をみると、後期高齢者（75歳以上）は増減を繰り返していますが、前期高齢者（65～74歳）は平成24年以降は増加傾向となっています。平成23年4月1日の実績人口1,388人から平成27年3月末時点では1,640人になると予測され、252人の増加が見込まれています。

さらに、高齢化率も平成23年4月1日時点は28.1%だったものが、平成27年3月末時点では31.7%になると予測されています。

【高齢者人口の現状及び推計】

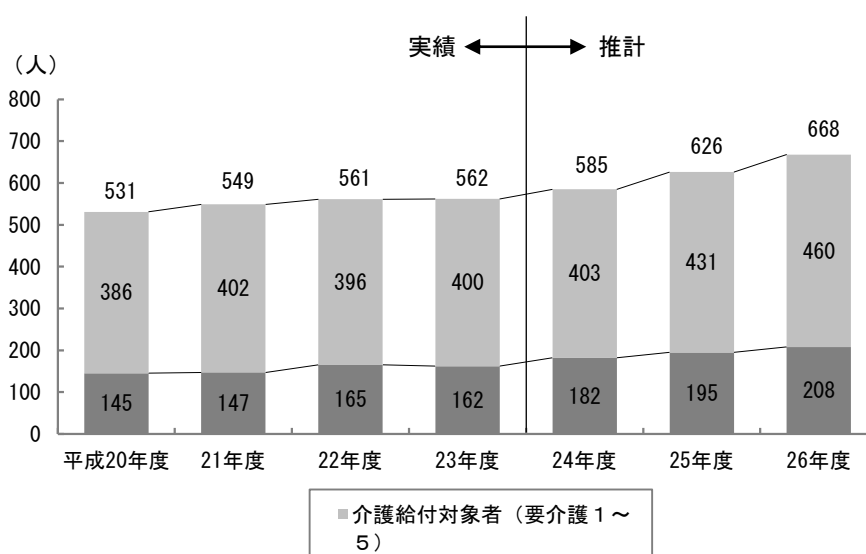


※実績値は各年4月1日現在登録人口

2 要介護（要支援）認定者数の現状及び推計

要介護（要支援）認定者数は、第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40歳から64歳まで）を合わせて、平成22年度末では561人、平成23年8月末現在は562人でした。今後の要介護（要支援）認定者数の推移を、高齢者人口推計の伸び率、認定者の出現率などから、平成24年度は585人、平成25年度は626人、平成26年度は668人になると予測しています。

【要介護（要支援）認定者数の現状及び推計】



※実績値は各年度3月末現在、平成23年度は8月末現在

3 高齢者世帯の状況

総世帯数は平成17年までは増加していましたが、平成17年から22年にかけてはわずかに減少しています。しかし、高齢者のいる世帯数は増加しています。そのため、総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合も増加し、平成22年には54.4%となっていて、半数以上の世帯に高齢者がいることになります。

また、高齢者世帯の中でも、単身世帯（ひとり暮らし）や夫婦のみの世帯が増加していて、平成17年から22年にかけて、単身世帯では2.6ポイント、夫婦のみ世帯では1.7ポイント上昇しています。

■高齢者を含む世帯数の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数 (世帯)	3,455	3,635	3,735	3,771	3,762
高齢者のいる世帯 (世帯)	1,467	1,714	1,879	1,979	2,046
(%)	42.5	47.2	50.3	52.5	54.4
単身世帯 (世帯)	135	175	241	322	417
(%)	3.9	4.8	6.5	8.5	11.1
夫婦のみの世帯 (世帯)	232	337	419	462	528
(%)	6.7	9.3	11.2	12.3	14.0
上記以外の同居世帯 (世帯)	1,100	1,202	1,219	1,195	1,101
(%)	31.9	33.1	32.6	31.7	29.3

※ 各年の数値は10月1日現在です。

※ 夫婦のみの世帯とは、夫婦のいずれか又は両方が65歳以上の夫婦のみ世帯を指します。

※資料：総務省 「国勢調査」

4 日常生活圏域ニーズ調査からの現状

(1) 65歳以上の一般高齢者および要支援1～要介護2の軽度認定者

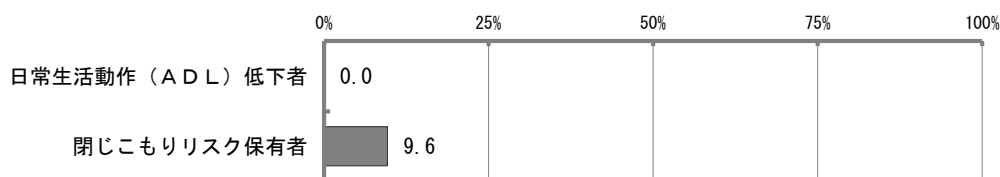
目的	日常生活圏域ニーズ調査（要介護リスクやニーズ等の把握）			
対象	町内在住の一般高齢者（700人抽出）、要支援1～要介護2の認定者（100人抽出）、合計800人	配布数	回収数	回収率
		800人	611人	76.4%
方法	郵送による配布・回収			
期間	平成23年6月27日～7月11日			

(2) 結果の要約

① 運動・閉じこもりについて

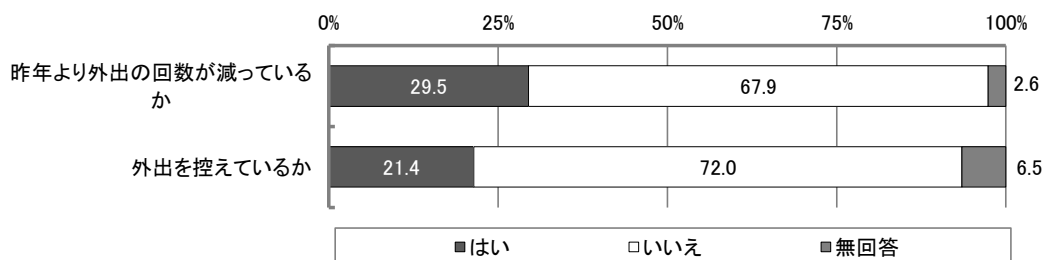
一般高齢者の日常生活動作（ADL）の低下保有者はいなく、閉じこもりリスク保有者は約1割となっています。

一般高齢者の割合（n=499）

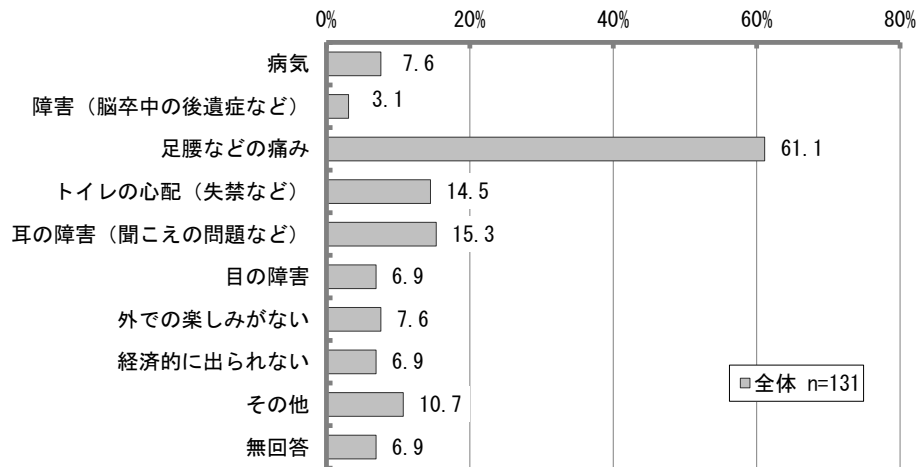


昨年と比べて約3割の人が外出の回数が減っていると回答し、外出を控えているとの回答も約2割となっています。控えている理由は「足腰などの痛み」が6割以上で高く、次いで「耳の障害（聞こえの問題など）」や「トイレの心配（失禁など）」が続いています。

外出について（n=611）

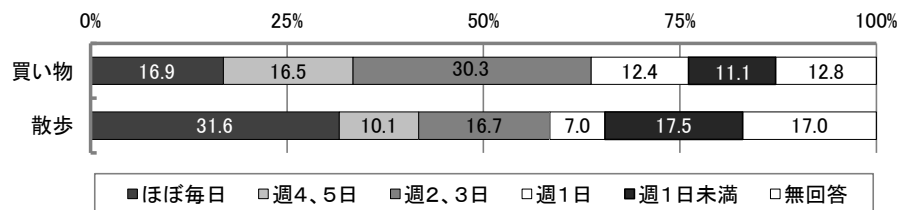


(外出を控えている方の) 外出を控えている理由

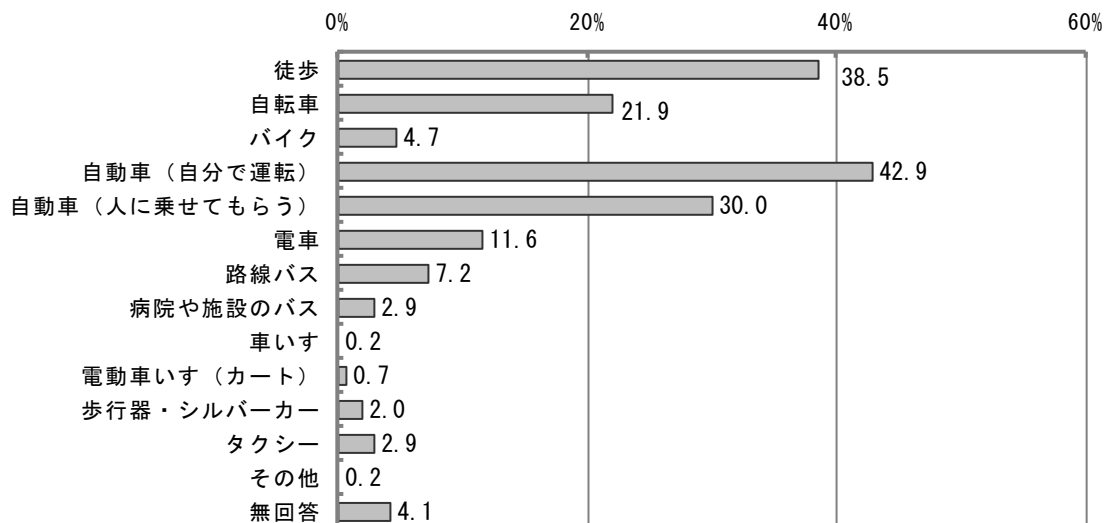


買い物は「ほぼ毎日」が約2割、散歩は「ほぼ毎日」が約3割となっています。また、外出の移動手段は「自動車（自分で運転）」と「徒歩」がともに約4割を占めています。

買い物、散歩の頻度 (n=611)



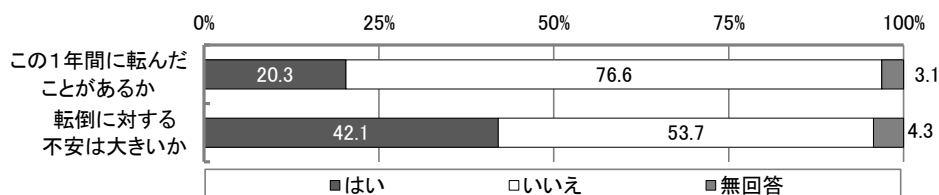
外出する際の移動手段 (n=611)



②転倒予防について

「この1年間に転んだことがある」のは約2割、また、約4割が「転倒に対する不安は大きい」と回答しています。

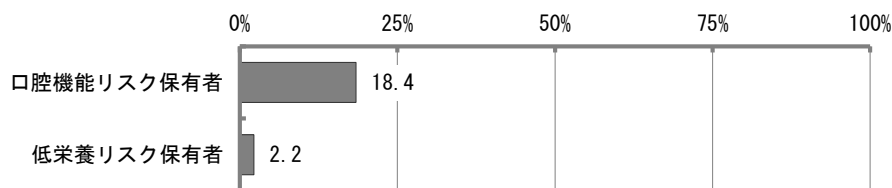
転倒予防について (n=611)



③口腔・栄養について

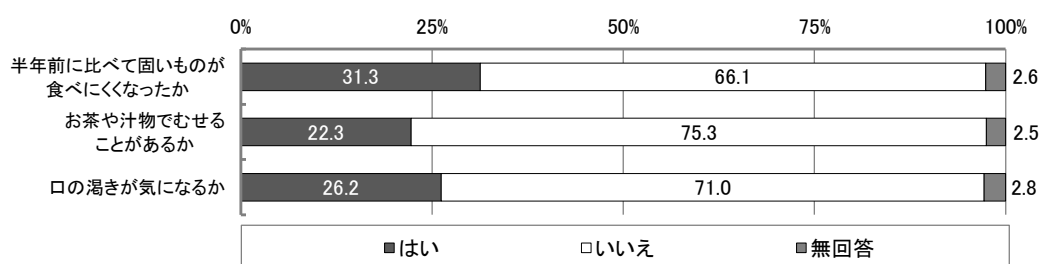
一般高齢者の口腔機能リスク保有者は約2割、低栄養リスク保有者は1割以下となっています。

一般高齢者の割合 (n=499)



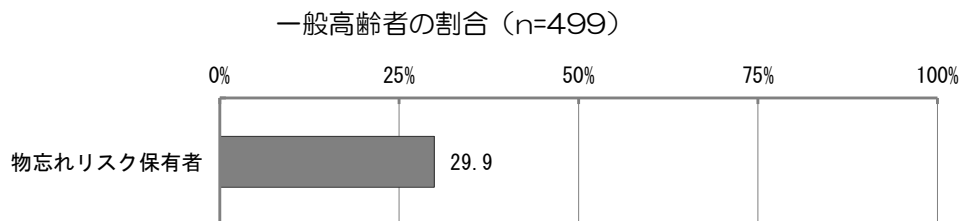
「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」が約3割、「お茶や汁物でむせることがある」が約2割、「口の渇きが気になる」が約3割となっています。

口腔機能について (n=611)

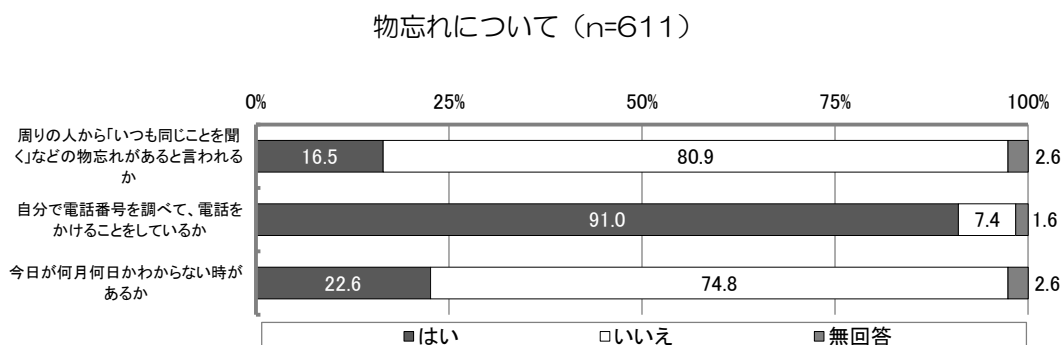


④物忘れについて

一般高齢者の物忘れリスク保有者は、約3割となっています。

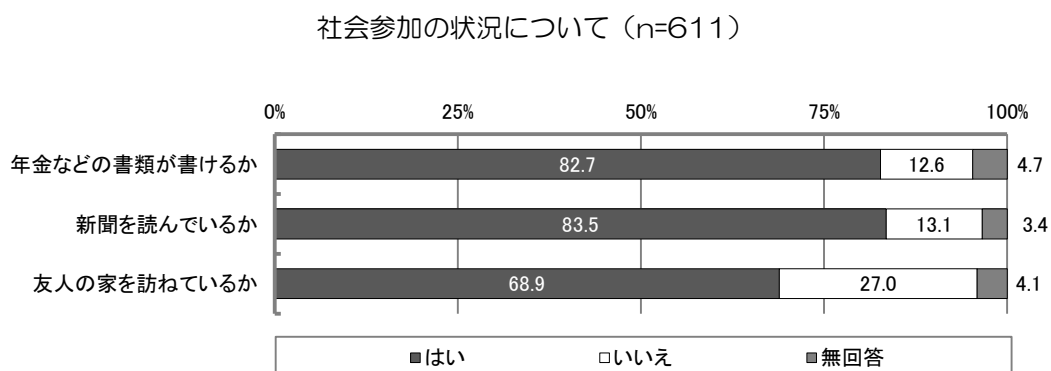


「周りの人から『いつも同じことを聞く』などの物忘れがあると言われる」が約2割となっています。また、「自分で電話番号を調べてかけることをしている」が約9割ですが、「今日が何月何日かわからない時がある」と約2割となっています。



⑤社会参加について

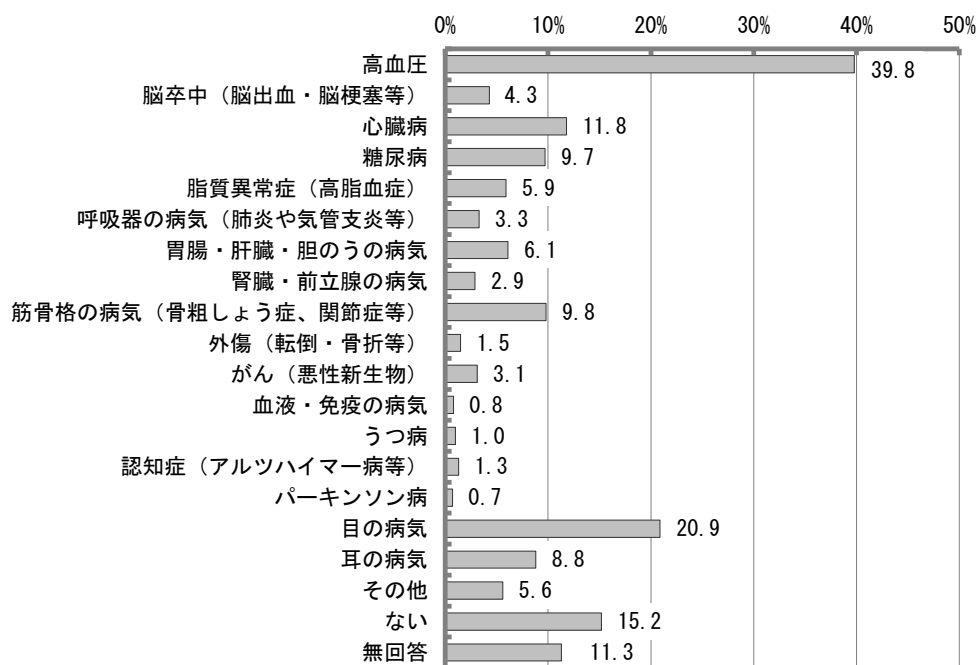
「年金などの書類が書けない」、「新聞を読んでいない」と回答した割合が約1割、「友人の家を訪ねていない」が約3割となっています。



⑥治療中または後遺症のある病気の有無

治療中や後遺症の病気は、「高血圧」が約4割、次いで「目の病気」が約2割となっています。

治療中、または後遺症のある病気 (n=611)



第3節 高齢者保健福祉施策の現状

1 保健サービス

(1) 住民健診

住民健康診査は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病を早期に発見し、生活指導や適切な治療に結びつけることによって、住民の健康を守る目的で実施しました。

特定健診及びがん検診は、医療機関に委託して個別健診で行い、また、健診と同時に中高年齢の女性を対象とした「骨粗しょう症検診」や、糖尿病等の生活習慣病の改善に着目した「特定保健指導」も実施しています。

■住民健診等受診状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
若年健診 30歳～39歳(人)	39	36	50
特定健診 40歳～74歳(人)	554	600	714
高齢者健診 75歳以上(人)	124	333	305
計(人)	717	969	1,069
生活機能判定検査 65歳以上(人)	204	139	115

■がん検診受診状況

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
胃がん	対象者(人)	4,102	7,009	6,984
	受診者(人)	497	567	586
	受診率(%)	12.1	8.1	8.4
子宮がん	対象者(人)	3,853	4,799	4,750
	受診者(人)	328	488	494
	受診率(%)	8.5	10.2	10.4
肺がん	対象者(人)	4,548	7,009	6,984
	受診者(人)	536	633	673
	受診率(%)	11.8	9.0	9.6
乳がん	対象者(人)	2,994	3,686	3,672
	受診者(人)	278	427	483
	受診率(%)	9.3	11.6	13.2
大腸がん	対象者(人)	4,702	7,009	6,984
	受診者(人)	535	629	690
	受診率(%)	11.4	9.0	9.9
前立腺がん	対象者(人)	2,453	2,525	2,598
	受診者(人)	169	199	256
	受診率(%)	6.9	7.9	9.9

※子宮がん検診の対象者は20歳以上。

■骨粗しょう症検診実施状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診者数（人）	66	52	52

※節目健診受診者（40、45、50、55、60、65、70 歳）

2 在宅福祉サービス

（1）緊急通報システム

緊急通報システムは、主にひとり暮らしの高齢者を対象として、緊急時に消防本部へ通報するものです。

■緊急通報システムの設置状況（累計台数）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
設置台数（台）	122	136	154

（2）紙オムツの支給

常時臥床している 65 歳以上の高齢者等に対して、1 人年間 800 枚まで紙オムツを提供しています。

■紙オムツの支給状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者数（人）	28	25	27

（3）寝具洗濯乾燥消毒サービス

65 歳以上の寝たきり高齢者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施しています。近年は、利用がありません。

（4）家族への支援

高齢者を介護している家族等に対して、介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得できる家族介護教室を開催するとともに、介護者同士の交流などにより、心身のリフレッシュを図ることを目的とした家族介護者交流事業です。

(5) 外出支援

既存の交通機関等を利用することが困難な高齢者を対象に行う事業です。

皆野町では、平成19年12月から、社会福祉協議会やシルバー人材センターで「福祉有償運送サービス」を実施しています。福祉有償運送サービスは、介護を必要とする高齢者や障害のあるかたなど、単独での移動が困難であり、単独では公共交通機関を利用することが困難であるかたを対象とした有償運送サービスです。

3 地域福祉活動

(1) 社会福祉協議会

皆野町社会福祉協議会は、町における民間福祉活動の中軸として諸事業を展開しており、高齢者に対する各種福祉事業を実施しています。また、介護保険サービスの提供事業所として訪問介護サービスを行っています。

ひとり暮らし高齢者への近隣見守り活動は、45名のボランティアが、月1回程度、対象者175名へ乳酸菌飲料の配布を行っています。

75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対しては、年3回の配食サービスを実施しており、平成21年度は延べ457人、平成22年度は年2回で延べ333人の利用がありました。

また、平成20年1月から福祉有償運送サービスを実施しており、平成23年度(10月末現在)は実人員4人、延べ38回の利用がありました。このほか、「在宅介護者の集い」なども実施しています。

(2) シルバー人材センター

高齢者がこれまで長い年月にわたって培われた豊富な経験や高い能力を生かして、植木の手入れや大工、公園整備、清掃等幅広い分野で技術を発揮する場を提供しています。また、病院の付き添いや介助など、住民の要望に対応したきめ細かいサービスも実施しています。

さらに、平成 19 年 12 月から福祉有償運送サービスを実施しており、平成 23 年度（9月末現在）は実人員 7 人、延べ 23 回の利用がありました。

■シルバー人材センター活動状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数（人）	245	250	(226)
就労実人員（人）	186	201	(172)
就労延べ人員（人）	21,981	22,254	(9,814)
受注件数（件）	826	795	(436)
契約金額（千円）	95,731	99,945	(43,011)

※23 年度は 9 月末現在の数値

(3) 老人クラブ

皆野長生クラブでは、趣味・文化活動のほか、健康増進活動やボランティア活動など、多彩な奉仕活動が活発に取り組まれています。また、より多くの人に参加できるよう、グランドゴルフやフライングディスクなど軽スポーツの活動にも力を入れています。

さらに、小学校からの声かけにより、縄ない教室などで子どもたちとの交流を行っているクラブもあります。

■老人クラブ数

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
老人クラブ数（団体）	20	19	19
加入者数（人）	1,053	944	898

(4) ボランティア団体

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手となっており、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されています。

(5) いきいきサポーター

住民主体の健康づくりを推進していくため、平成13年度からいきいきサポーターを設置しています。住民に身近な組織として50世帯に1人の割合を目安に約100人が委嘱されており、各種健康づくり活動を行っています。

4 入所施設と通所・利用施設

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体や住宅などの理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。町内には入所施設がないため、近隣の施設を利用しています。

(2) ケアハウス

ケアハウスは、独立して生活するには不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら、心身ともに健やかに自立した生活を送るための入所施設です。

町内では、社会福祉法人の運営によるケアハウス(定員50名)があります。

(3) 長生荘

町は、高齢者施設として老人福祉センター「長生荘」を設置しており、シルバー人材センターが施設の指定管理者として管理運営を行っています。送迎バスを運行して、入浴や健康の増進、趣味やレクリエーションなどの場を提供しています。

また、町が推進する介護予防事業の拠点施設として、ふれあい広場など町の委託事業が行われています。

■老人福祉センター長生荘の利用者

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
延べ利用者数(人)	15,213	20,625	20,600

(4) 適合高齢者専用賃貸住宅

町内の医療法人が平成 20 年 10 月から「適合高齢者専用賃貸住宅」（11 戸）の運営を行っています。この住宅は高齢者専用の賃貸住宅で、入浴や食事などの介護の提供、洗濯や掃除などの家事の支援、および夜間巡回などのサービスを行う点に特色があります。

5 生きがい活動

(1) 敬老事業

敬老会は、平成 18 年度から「慶寿の祝い」として実施しています。併せて、各年度中に、77 歳、80 歳、85 歳、88 歳、90 歳、95 歳、99 歳、100 歳となる高齢者を対象として長寿祝金を支給しています。

長寿祝金の金額は、77 歳（10,000 円）、80 歳（10,000 円）、85 歳（20,000 円）、88 歳（30,000 円）、90 歳（30,000 円）、95 歳（30,000 円）、99 歳（50,000 円）、100 歳（100,000 円）です。

(2) 老人クラブ

豊かな老後に資するため、概ね 65 歳以上のかたが加入し、また、概ね 50 人以上の会員を有する老人クラブ（長生クラブ）を対象に、積極的に支援を行っています。

趣味・文化的活動のほか、健康増進活動やボランティア活動など、多彩な奉仕活動が活発に取り組みられています。

(3) 高齢者学級

高齢者にとって学習の機会や創作活動は、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培い、あわせて社会参加による満足や生きがいへつながるものです。このようなことから、高齢者学級を開催しています。

■高齢者学級の開設状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数（回）	9	9	10
参加者数（人）	843	898	985

6 福祉のまちづくり

(1) あんしんサポートネット

認知症や寝たきり、ひとり暮らしなど、自らの意思を決定することや表明することが困難な高齢者の権利を守る「あんしんサポートネット」を社会福祉協議会において実施しています。

第4節 介護保険サービス、介護予防サービスの利用状況及び実績

1 介護保険サービスの利用状況

利用状況の割合をみていくと、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護で100%を超えています。

また、実績人数でみると、上記サービスに加え、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護で、利用者数が増加しています。

■介護保険サービスの利用状況（居宅サービス）

（単位：人、％）

サービス種類	年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A
(1)居宅サービス										
訪問介護	人	956	931	97.4	1,004	906	90.2	1,048	857	81.8
訪問入浴介護	人	97	104	107.2	106	83	78.3	115	81	70.4
訪問看護	人	241	232	96.3	256	174	68.0	270	123	45.6
訪問リハビリテーション	人	1	38	3800	1	81	8100	1	132	13200
居宅管理療養管理指導	人	156	172	110.3	156	123	78.8	156	117	75.0
通所介護	人	1,522	1,577	103.6	1,586	1,557	98.2	1,647	1,569	95.3
通所リハビリテーション	人	661	608	92.0	686	647	94.3	709	666	93.9
短期入所生活介護	人	421	381	90.5	445	389	87.4	466	447	95.9
短期入所療養介護	人	193	62	32.1	203	88	43.3	212	95	44.8
特定施設入居者生活介護	人	120	29	24.2	120	98	81.7	120	107	89.2
福祉用具貸与	人	994	1,069	107.5	1,056	1,116	105.7	1,111	1,118	100.6
特定福祉用具購入	人	37	34	91.9	37	53	143.2	37	51	137.8
住宅改修	人	27	27	100.0	27	32	118.5	27	21	77.8
居宅介護支援	人	2,684	2,602	96.9	2,806	2,571	91.6	2,920	2,553	87.4

■介護保険サービスの利用状況（地域密着型・介護保険施設サービス）

（単位：人、％）

サービス種類	年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A
(2)地域密着型サービス										
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0	96	0	0
認知症対応型通所介護	人	2	0	0	2	0	0	2	0	0
小規模多機能型居宅介護	人	24	3	12.5	24	12	50.0	24	42	175.0
認知症対応型共同生活介護	人	192	282	146.9	264	282	106.8	288	329	114.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)介護保険施設サービス										
介護老人福祉施設	人	888	891	100.3	888	895	100.8	888	929	104.6
介護老人保健施設	人	264	191	72.3	264	247	93.6	264	222	84.1
介護療養型医療施設	人	36	13	36.1	36	17	47.2	36	12	33.3

2 介護予防サービスの利用状況

利用状況の割合をみていくと、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修で100%を超えています。

また、実績人数でみると、上記サービスに加え、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防特定福祉用具購入で、利用者数が増加しています。

■介護予防サービスの利用状況

(単位：人、%)

サービス種類	年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A
(1)介護予防サービス										
介護予防訪問介護	人	560	545	97.3	550	408	74.2	560	434	77.5
介護予防訪問入浴介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人	45	10	22.2	44	12	27.3	45	11	24.4
介護予防訪問リハビリテーション	人	29	0	0	28	7	25.0	28	11	39.3
介護予防居宅療養管理指導	人	1	8	800.0	1	13	1300	1	12	1200
介護予防通所介護	人	584	556	95.2	557	576	103.4	572	477	83.4
介護予防通所リハビリテーション	人	432	347	80.3	418	313	74.9	427	377	88.3
介護予防短期入所生活介護	人	11	22	200.0	10	23	230.0	11	8	72.7
介護予防短期入所療養介護	人	10	1	10.0	10	0	0	10	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人	60	9	15.0	180	130	72.2	180	116	64.4
介護予防福祉用具貸与	人	36	38	105.6	36	44	122.2	36	87	241.7
介護予防特定福祉用具購入	人	17	11	64.7	17	17	100.0	17	14	82.4
介護予防住宅改修	人	4	6	150.0	4	9	225.0	4	17	425.0
介護予防支援	人	1,299	1,255	96.6	1,258	1,147	91.2	1,286	1,191	92.6

■介護予防サービスの利用状況（地域密着型介護予防サービス）

（単位：人、％）

サービス種類	年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A	計画(A)	実績(B)	B/A
(2) 地域密着型介護予防サービス										
介護予防 認知症対応 通所介護	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	人	0	0	0	0	1	0	0	0	0
介護予防 認知症対応 通所共同 生活介護	人	0	4	—	0	5	—	0	0	0

3 介護予防事業の実績

(1) 二次予防事業

事業名	事業主体等	実施時期	実施回数	21年度参加実数	21年度延数
				22年度参加実数	22年度延数
体いきいき教室	清水アトム (委託)	通年	1人平均週2回	30人	1,866人
				24人	1,578人
歯科口腔機能 教室	町	通年	1コース5回	—人	—人
				6人	28人

(2) 一次予防事業

事業名	事業主体等	実施時期	実施回数	21年度参加実数	21年度延数
				22年度参加実数	22年度延数
らくらく健康 塾	シンコースポ ーツ(委託)	年間 3クール	1クール12回	80人	801人
				50人	501人
水中運動教室	水泳連盟 (委託)	21年度年間 2クール	1クール8回	—人	—人
		22年度年間 3クール		36人	234人
シルバー料理 教室	食生活改善会	通年	3回	56人	56人
				101人	101人
脳いきいき教 室	町(ピラベッ キア協力)	11~12月	4回	7人	74人
				3人	30人
ふれあい広場 (歌謡健康教室)	シルバー人材 センター (委託)	4~3月 (長生荘)	24回	—人	836人
		4~3月 (各地区)	21回	—人	744人
		4~3月 (長生荘)	第1・第3 水曜日	—人	219人
ミ二健康講話	町	通年	4回	103人	1,762人
				122人	1,830人
				154人	154人
				149人	149人

4 サービス費等支給状況

サービス費等の支給は毎年増加し、標準給付額は21年度から22年度にかけて約6千万円、22年度から23年度にかけては約2千万円の増加となっています。

■総費用額等の推移

単位：千円

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付・予防給付総額(A)	668,485	720,911	746,713
特定入所者介護サービス費等給付額(B)	26,503	28,729	30,820
高額介護サービス等費(C)	11,535	16,839	13,892
算定対象審査支払手数料(D)	1,064	1,066	1,079
標準給付額(E=A+B+C+D)	707,587	767,545	792,504
地域支援事業費額(F)	22,803	21,005	13,902
保険給付費見込額に対する割合(%)	3.2	2.7	1.8
合計(E+F)	730,390	788,550	806,406

※端数処理のため合計値が合わない箇所がある。平成23年度については、見込値。

第2章 計画の基本的な方向

第1節 基本理念

健康で長生きできる町づくり

本町では、第4期「皆野町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」から引き続き「健康で長生きできる町づくり」を基本理念とし、これまで進めてきた、高齢者の健康維持やと、健康増進を語るための保健・福祉・生涯学習などのサービスの提供を、町内の地域特性などに配慮しながら引き続き行っていきます。

本計画では、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の整備と「地域包括ケア」^(※)体制の充実を図ります。

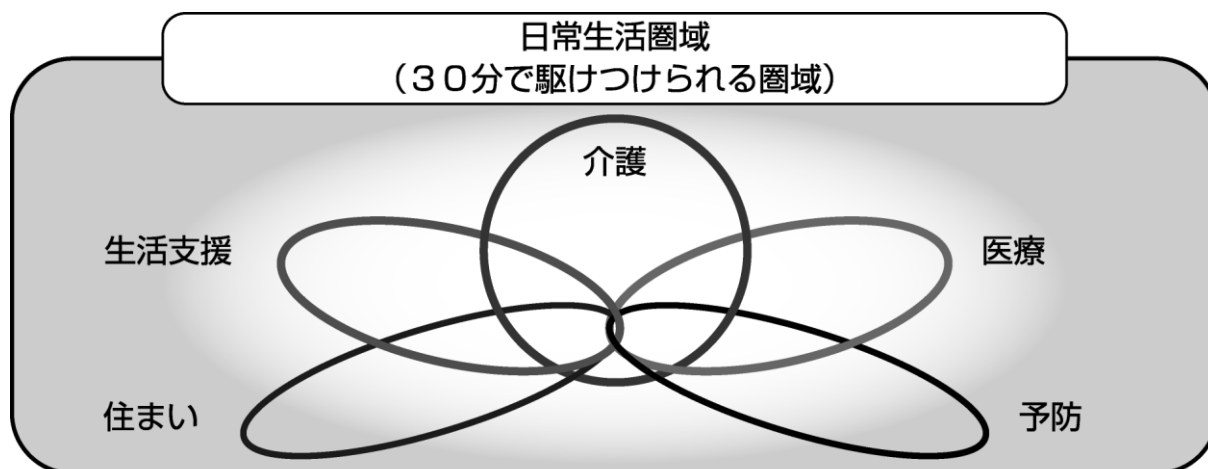
さらに、理念が実現した皆野町の高齢者の生活イメージとして、次の将来像を掲げ高齢者施策推進にあたっての行政と住民の「合い言葉」とします。

《将来像》

— であい、ときめき、活気あふれる皆野 —

※「地域包括ケア」：地域包括ケアとは、要介護状態にある高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えるため、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する仕組みのことです。

第2節 地域包括ケアシステムの構築に向けて



1 地域包括ケアの5つの視点による取り組み

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることとされています。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の充実

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とにならないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援サービスを推進

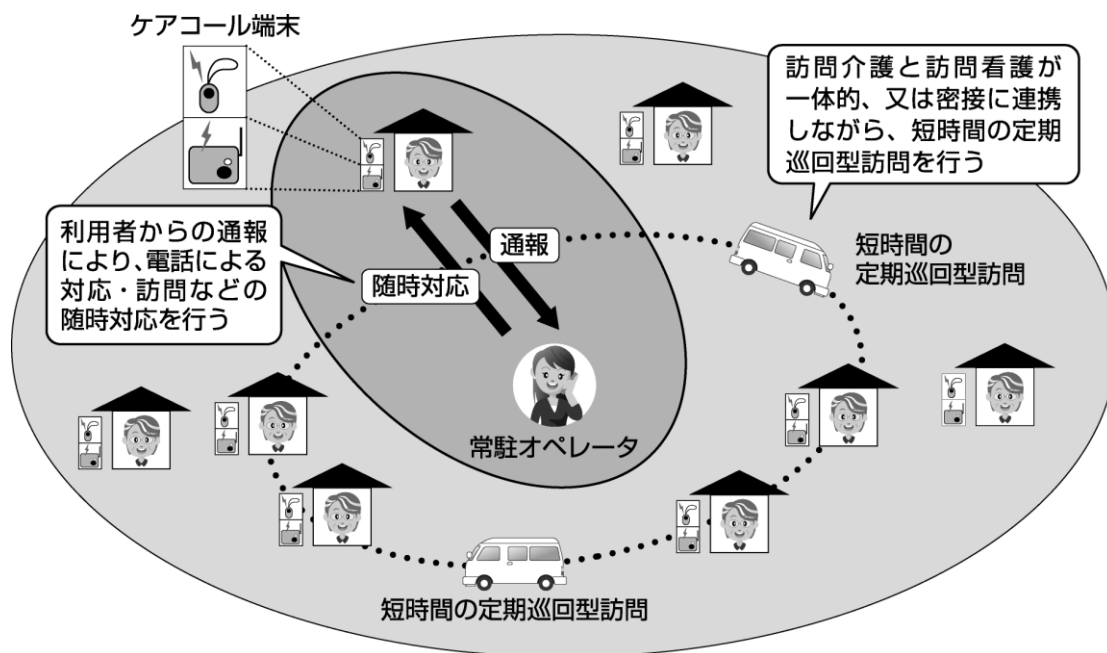
⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

2 新たに創設されたサービス

(1) 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を創設します。



【本町の方向性】

- サービス提供事業所への情報提供を行い、24 時間のサービス体制等が可能な検討支援を行います。
- 社会性、判断力などスキルの高い介護職員、看護職員等の発掘及び人材育成支援に努めていきます。
- 先進自治体、モデル自治体等の情報収集に努め、本町の実情に合わせ検討していきます。
- 町民ニーズの調査やケアマネジャー、サービス提供事業者などから、利用意向等の把握に努めます

(2) 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスを創設します。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。



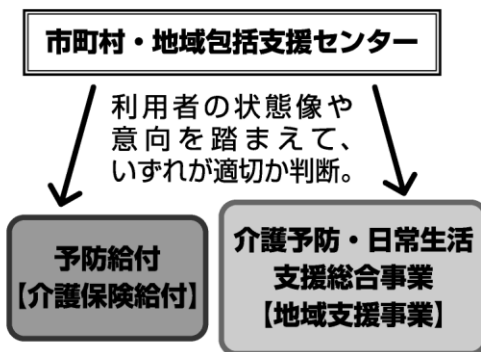
【本町の方向性】

- サービス利用者、サービス提供事業者への情報提供を行い、複合型サービスによるメリットなどを伝えていきます。
- 地域包括支援センターやサービス提供事業者間の連携をとりながら地域ケア介護等で検討していきます。
- 先進自治体、モデル自治体等の情報収集に努め、本町の実情に合わせ検討していきます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度を創設します。市町村・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断し、利用者の状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になります。

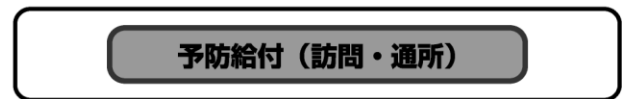
○利用者の選定方法



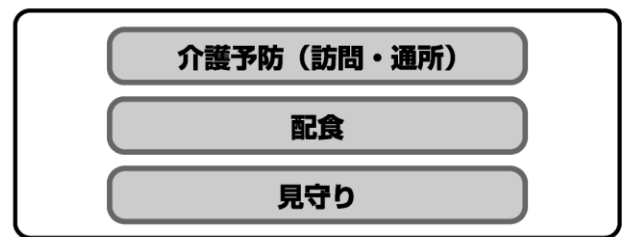
※介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たっては、地域包括支援センターにおいてケアマネジメントを実施する。

○導入後のイメージ

現状



介護予防・日常生活支援総合事業を活用した場合



○状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービス提供が可能。

【本町の方向性】

- 制度に対応できるよう地域包括支援センターの機能強化に努めていきます。
- 地域包括支援センターやNPO・ボランティア・民生委員等と連携をとりながら、制度について研究していきます。
- 先進自治体、モデル自治体等の情報収集に努め、本町の実情に合わせ検討していきます。

第3節 重点的な取り組み

これまで、本町では介護予防に重点を置いて施策を推進してきました。今後ますます高齢者人口が増加することが予想されていることから、介護予防の重要性が高まるとともに、介護サービス等の提供も重要であるため、第5期における重点課題は次のとおりとしました

1 介護サービス基盤整備

介護サービスの基盤整備においては、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、地域密着型サービスとあわせ、重層的な整備を図ります。

また、「非該当者や軽度者に対する介護予防の推進」、「中重度者を支える居宅サービスの充実と強化」、「重度者に対する入所施設の整備」について、継続性・一貫性を持ったサービス提供ができるサービス基盤を計画的に推進します。

2 介護サービスの質的向上

提供されるサービスの質を高めるため、介護サービスや介護予防サービスの提供機関への助言・指導等を通じて、適正に事業を運営します。

また、地域密着型サービスについては、町が事業者の指定を行うことから、本町の地域特性に応じたサービスの供給体制を整備するとともに、提供されるサービスの質について、適切な指導監督を行います。

3 介護予防及び疾病予防の推進

介護予防の取り組みには、要支援・要介護状態になる前の段階の方を対象として実施される「地域支援事業」、及び要支援の認定を受けたかたに給付される「予防給付」を大きな柱としつつ、地域における自主的な活動や取り組みが有機的に連携し実施される必要があります。こうした事業やサービスが連続性・一貫性を持って提供されるよう、各機関・部局の連携体制を強化して事業を推進します。

また、疾病予防対策として、高齢者が疾病や要介護状態に陥る危険因子について情報の把握、評価を行ったうえで、個々の高齢者に対して個別的・計画的な支援を強化します。

4 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者が尊厳を持ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むためには、地域の住民が認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者およびその家族の生活を支えていくことが必要です。

そのために、認知症についての正しい理解の普及・啓発を促進するとともに、介護保険サービス、介護保険外のサービス、そして地域のボランティア等によるインフォーマルサービスを含めた総合的な支援体制の整備を図ります。

5 地域生活支援体制の整備

多くの高齢者は自宅での生活を希望しています。高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制の構築が必要です。

こうした観点から、日常生活圏域を基本として、地域ケアを支える各種サービス提供機関や居住空間、公共施設、移動手段などの社会資本、さらには、地域における自主的な取り組みやボランティア活動など、さまざまな社会資源の計画的な活用を図ります。

6 高齢者の積極的な社会生活

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会のなかで、自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが必要です。

そのためには、「高齢者が活動的で生きがいに満ちた生活を送れる社会を実現すること」を新たな目標とし、高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、さまざまな社会活動へ参加するとともに、地域づくりの担い手としても活躍していただけるよう支援します。

第4節 地域包括支援センターの機能強化

本計画の基本理念に基づいて各種の事業を展開するためには、介護予防事業や予防給付が効率的かつ公正・中立に行われる必要があります。そのため、町では、平成18年4月に町が設置者となって「皆野町地域包括支援センター」を設置しました。地域包括支援センターの役割と主な機能、体制は次のとおりです。

1 地域包括支援センターの役割・概要

1 設置者

地域包括支援センターは保険者である町が設置しました。

2 基本事業

地域包括支援センターで実施している基本事業は以下のとおりです。

i 二次予防事業対象者把握事業

本人、家族からの相談や特定健診、高齢者実態把握調査等から二次予防事業対象者候補者を把握し、決定を行います。

ii 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業、予防給付が効果的、効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行います。

iii 総合相談・支援事業

高齢者の相談を総合的に受けとめ、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなげます。

iv 権利擁護事業

成年後見人制度に関する相談や、高齢者の虐待に関する相談を受け付けます。

v 包括的・継続的なケアマネジメント支援事業

高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう地域のケアマネジメント体制の構築を支援します。

vi 共通の支援基盤構築

地域に総合的、重層的なサービスネットワークを構築します。

2 第4期での実績

第4期の実績では、二次予防事業対象者把握事業における候補者数は平成20年度146名、平成21年度139名となっています。また、実際に決定した方は平成20年度28名、平成21年度27名となっています。その間実績数値は横ばいですが長期的には増加傾向にあります。

同様に介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業及び権利擁護事業の件数も増加傾向にあり、地域包括支援センターの担う事業が機能しています。包括的・継続的なケアマネジメント事業の件数はその年度により増減幅が大きくなっています。これは、担当ケースにより困難なものの増減に比例しています。

3 第5期での方針

地域包括支援センターの認知度を向上させるため、地域包括支援センターの広報誌を全世帯対象に定期的に配布します。また、センター職員が高齢者の集まりや会議などに参加し、「顔が見える関係づくり」に努めるなどして普及を図るとともに、民間の社会資源を把握し活用していく仕掛けを作ります。

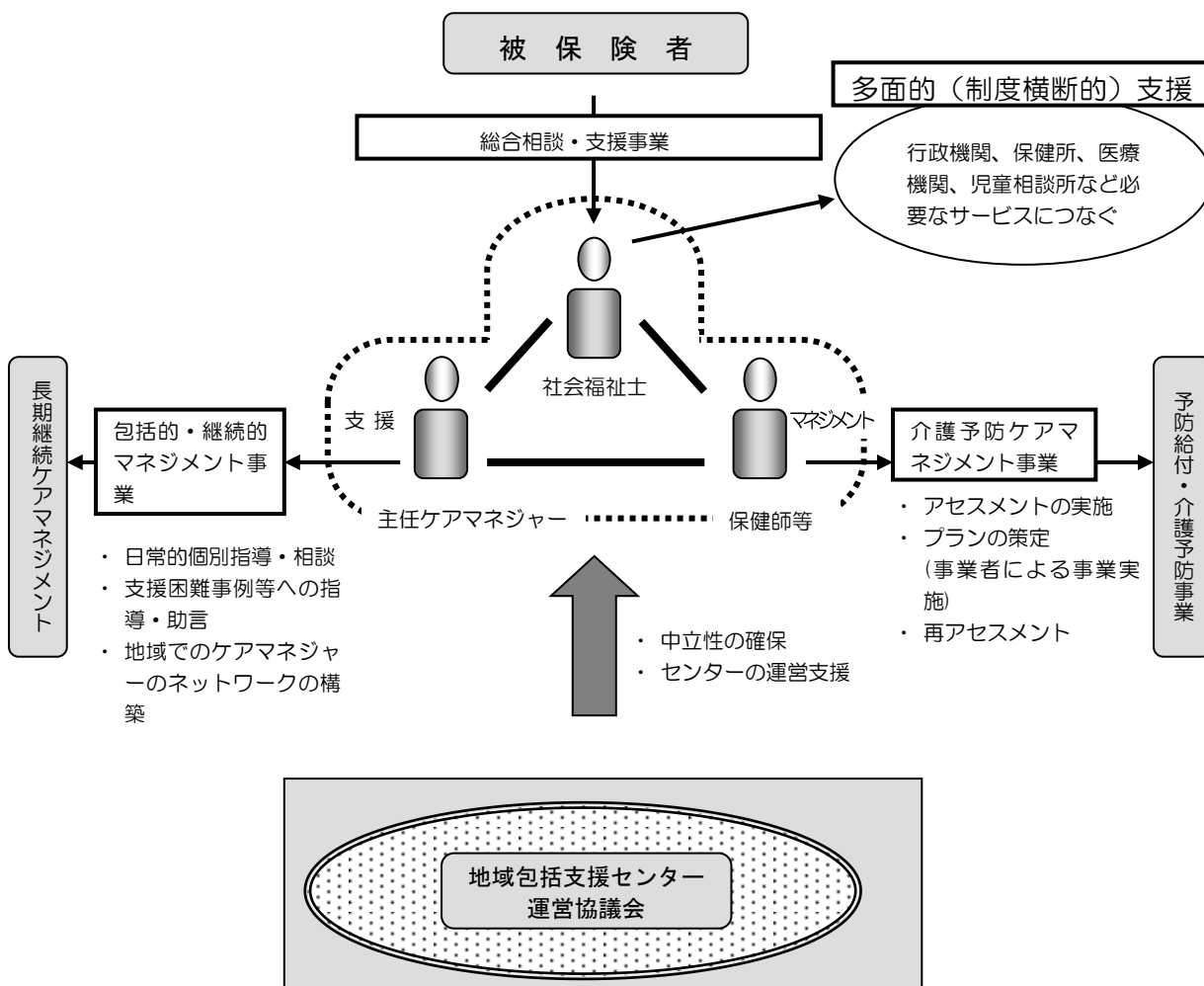
さらに総合的かつ効率的なサービス提供を行うため、地域包括支援センターを中心的な調整役として、保健・医療・福祉の多様なサービス提供機関を有機的に結び付けるネットワークづくりを推進し、認知症高齢者、あるいは虐待事例への早期対応（権利擁護）も視野に入れた高齢者を支える地域ケア体制を確立し支援に努めます。

4 運営

保健・医療・福祉・介護サービスおよび介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運営業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点を大切にして運営します。

5 体制

保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士や高齢者保健福祉業務等に3年以上従事した社会福祉主事等を配置します。詳細は以下のとおりです。



第3章 高齢者保健福祉サービス等の提供

第1節 保健・福祉サービスの提供

1 保健サービス

(1) 健康診査

平成20年4月、医療制度改革により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、糖尿病等に着眼した「健診・健康指導」が医療保険者に義務付けられました。

また、健康増進法に基づき、がん検診・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診等も実施します。

1 特定健診・特定保健指導事業

生活習慣病対策の推進として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入した健康診査を実施します。また、受診者全員に対し、リスクに基づく優先順位により、早期介入・行動変容につながる保健指導を実施します。

2 各種検診（がん・胸部X線・腹部超音波・骨粗しょう症検診）

各種がん検診・胸部検診等を実施し、受診率の向上をめざすとともに、精密検査の受診率向上に努め、各種がん・結核等の早期発見・治療・予防を行います。

2 在宅福祉サービス

(1) 生活管理指導事業（短期宿泊）

介護予防と自立支援の視点から、養護老人ホーム等の空き部屋を活用して、対象者を一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整等を図る事業です。

(2) 緊急通報システム

緊急通報システムは、主にひとり暮らしの高齢者を対象として、緊急時に消防本部へ通報するものです。

■緊急通報システムの目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
累計設置台数（台）	165	170	175

(3) 紙オムツの支給

常時臥床している 65 歳以上の高齢者等に対して、紙オムツを提供しています。

■紙オムツの支給の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	25	30	35

(4) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

65 歳以上の寝たきり高齢者に対して、寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施しています。

(5) 家族への支援

高齢者を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることが必要です。

■家族への支援の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（人）	20	20	20

(6) 外出支援

既存の交通機関等を利用することが困難な高齢者を対象に、外出支援事業を進めます。

■外出支援の目標量

(社会福祉協議会、シルバー人材センターの福祉有償運送サービス)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数 (人)	15	18	21

3 入所施設と通所・利用施設の整備

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体や住宅などの理由により、自宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。

(2) ケアハウス

ケアハウスは、独立して生活するには不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら、心身ともに健やかに自立した生活を送るための入所施設です。

(3) 長生荘

高齢者施設として老人福祉センター「長生荘」を設置しており、入浴や健康の増進、趣味やレクリエーションなどの場を提供しています。シルバー人材センターが施設の指定管理者として管理運営を行っており、町が推進する介護予防事業の拠点施設として、ふれあい広場など町の委託事業が行われています。

(4) 適合高齢者専用賃貸住宅

町内の医療法人が平成 20 年 10 月から「適合高齢者専用賃貸住宅」(11 戸)の運営を行っています。この住宅は高齢者専用の賃貸住宅で、入浴や食事などの介護の提供、洗濯や掃除などの家事の支援、および夜間巡回などのサービスを行う点に特色があります。



第2節 地域福祉活動の推進

1 担い手の育成

(1) 社会福祉協議会

皆野町社会福祉協議会は、町における民間福祉活動の中軸として諸事業を展開しています。

(2) シルバー人材センター

皆野町シルバー人材センターは、高齢者がこれまで長い年月にわたって培った豊富な経験や高い能力を生かして、幅広い分野で技術を発揮する場を提供します。

(3) 老人クラブ

皆野町長生クラブでは、趣味・文化的活動のほか、健康増進活動やボランティア活動など、多彩な活動が取り組まれています。

(4) ボランティア団体

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手です。

(5) いきいきサポーター

住民主体の健康づくりを推進していくために、約 100 人のいきいきサポーターを設置しています。

第3節 主体的活動への支援

1 生きがい活動

(1) 敬老事業

敬老会は、平成18年度から慶寿の祝いとして実施しています。併せて、各年度中に、77歳、80歳、85歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳となる高齢者を対象として、長寿祝金を支給しています。

長寿祝金の金額は、77歳(10,000円)、80歳(10,000円)、85歳(20,000円)、88歳(30,000円)、90歳(30,000円)、95歳(30,000円)、99歳(50,000円)、100歳(100,000円)です。

(2) 高齢者学級

高齢者学級は、皆野町公民館で開催をしています。高齢者にとって学習の機会や創作活動は、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培い、あわせて社会活動による満足や生きがいにつながるものです。

(3) スポーツ・レクリエーション

高齢者の生きがいや健康づくりのため、高齢者のスポーツ・レクリエーション(グランドゴルフ大会の開催、ゲートボール活動の支援など)活動を支援します。

2 自主活動支援

(1) 老人クラブ

豊かな老後に資するため、老人クラブ(長生クラブ)を対象に、積極的に支援を行っています。

(2) 高齢者の主体的活動

高齢者の生きがいや健康づくりの推進を図る上では、社会交流の場と機会の提供などの条件整備を推進していくことが必要です。

(3) 地域住民活動

地域住民が主体となり身近なところで高齢者の交流の場を実施します。



第4節 福祉のまちづくり

1 住宅

(1) 高齢者向け住宅の確保

公営住宅については新規整備や再整備に際して、高齢者向け住宅の確保に努めます。また、民間住宅においても、高齢者が住みやすい住宅などについて普及促進を行うことが必要です。

2 都市環境

(1) バリアフリー

高齢者が気軽に外出するためには、歩道の整備や段差の解消、スロープや手すりの設置、高齢者でもわかりやすい標識案内など、安全な道路環境や施設整備が必要です。

3 権利擁護

(1) あんしんサポートネットの活用

認知症や寝たきり、ひとり暮らしなど、自らの意思を決定することや表明することが困難な高齢者の権利を守るしくみを構築することが重要です。社会福祉協議会において「あんしんサポートネット」を実施しています。

第4章 介護保険サービス等の充実

介護保険制度の改革により、地域密着型の新しいサービスの創設や、軽度認定者の介護度の悪化を防止するため、新たに要支援1と要支援2の人を対象とする「予防給付」が創設されました。

地域密着型サービスは、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するものです。

予防給付のサービスは、日常生活上の基本動作はほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性の高い人を対象とするものです。したがって、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要とされ、サービス提供の内容については、より介護予防に重点が置かれることになりました。予防給付については、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを行い、介護予防プランを作成します。介護予防の明確な目標設定により、一定の期間（3～6か月）後には、当初の目標が達成されたかどうかの評価も行います。

1 居宅サービス・介護予防サービス

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の世話をを行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

訪問介護については、第4期の利用状況からも主力サービスの一つであり、平成26年度には907人/15,760回の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に439人の利用があると見込みます。

■訪問介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	14,286	14,907	15,760
利用人数（延べ人数）	814	852	907

■介護予防訪問介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	431	434	439

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅を移動入浴車等が訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

訪問入浴介護については、平成26年度に67人/382回の利用があると見込みます。また、介護予防については第5期中の利用がないものと見込んでおりましたが、必要に応じてサービスが利用できる体制を確保するようにもいたします。

■訪問入浴介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	361	375	382
利用人数(延べ人数)	65	66	67

■介護予防訪問入浴介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	0	0	0
利用人数(延べ人数)	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

訪問看護については、介護と医療の連携を重視する視点から平成26年度に223人/780回の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に14人/14回の利用があると見込みます。

■訪問看護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	724	751	780
利用人数(延べ人数)	202	211	223

■介護予防訪問看護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	13	14	14
利用人数(延べ人数)	13	14	14

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

訪問リハビリテーションについては、介護と医療の連携を重視する視点から平成26年度に199人/1,018回の利用があると見込みます。また、介護予防は7人/58回の利用があると見込みます。

■訪問リハビリテーションの目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	794	891	1,018
利用人数（延べ人数）	146	171	199

■介護予防訪問リハビリテーションの目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	38	48	58
利用人数（延べ人数）	5	6	7

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理と指導、情報提供を行うものです。

【第5期計画での方向性】

居宅療養管理指導については、平成26年度に147人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に20人の利用があると見込みます。

■居宅療養管理指導の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	144	145	147

■介護予防居宅療養管理指導の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	18	19	20

(6) 通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

介護予防通所介護では、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

【第5期計画での方向性】

通所介護については、最も利用状況、利用意向の高いサービスで平成26年度に1,725人/14,307回の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に715人の利用があると見込みます。

■通所介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	12,864	13,459	14,307
利用人数(延べ人数)	1,546	1,608	1,725

■介護予防通所介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(延べ人数)	626	670	715

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善・口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

【第5期計画での方向性】

通所リハビリテーションについては、通所介護と同様、利用意向の高いサービスで平成26年度に1,023人/8,391回の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に331人の利用があると見込みます。

■通所リハビリテーションの目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数(延べ回数)	6,471	7,325	8,391
利用人数(延べ人数)	781	887	1,023

■介護予防通所リハビリテーションの目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数(延べ人数)	320	325	331

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

【第5期計画での方向性】

短期入所生活介護については、平成26年度に534人/6,335回の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に52人/103回の利用があると見込みます。

■短期入所生活介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	5,270	5,752	6,335
利用人数（延べ人数）	448	487	534

■介護予防短期入所生活介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	102	102	103
利用人数（延べ人数）	51	51	52

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもとに看護や介護、機能訓練等を受けるサービスです。

【第5期計画での方向性】

短期入所療養介護については、平成26年度に76人/671回の利用があると見込みます。また、介護予防は、第5期計画中の利用がないものと見込んでおりますが、必要に応じてサービス提供体制の確保を図っていきます。

■短期入所療養介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	640	654	671
利用人数（延べ人数）	71	74	76

■介護予防短期入所療養介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用回数（延べ回数）	0	0	0
利用人数（延べ人数）	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

【第5期計画での方向性】

特定施設入居者生活介護については、平成26年度に128人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に141人の利用があると見込みます。

■特定施設入居者生活介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	115	121	128

■介護予防特定施設入居者生活介護の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	129	135	141

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

【第5期計画での方向性】

福祉用具貸与については、平成26年度に1,265人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に52人の利用があると見込みます。

■福祉用具貸与の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	1,134	1,188	1,265

■介護予防福祉用具貸与の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	47	49	52

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

【第5期計画での方向性】

特定福祉用具販売については、平成26年度に86人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成26年度に20人の利用があると見込みます。

■特定福祉用具販売の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	55	70	86

■特定介護予防福祉用具販売の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	19	20	20

2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問または通報を受けて訪問し、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

夜間対応型訪問介護については、第5期中の利用がないものと見込んでおりますが、今後のニーズの発生に備え、サービス提供体制の整備について検討していきます。

■夜間対応型訪問介護の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴や排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を受けるサービスです。

【第5期計画での方向性】

認知症対応型通所介護については、第5期中の利用がないものと見込んでおりますが、必要に応じて、サービス提供体制の整備について検討していきます。

■認知症対応型通所介護の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

■介護予防認知症対応型通所介護の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴や排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。施設等に通所することが中心となりますが、心身の状況や希望などに応じて、訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用することができ、どのサービスを利用しても“なじみの職員によるサービス”が受けられます。

また、標準的なサービス量が設定され、月単位の利用となる（予定）ことから、併用して利用できる居宅サービスは、支給限度額の範囲内で、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護療養管理指導、福祉用具貸与となります。したがって、訪問介護や通所介護（通所リハ）、短期入所などは利用できなくなります。

【第5期計画での方向性】

小規模多機能型居宅介護については、平成 26 年度に 14 人の利用があると見込みます。また、介護予防は、第5期中の利用がないものと見込んでおりますが、必要に応じて、サービス提供体制の整備について検討していきます。

■小規模多機能型居宅介護の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	10	13	14

■介護予防小規模多機能型居宅介護の目標量

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した認知症状態の要介護者が、5～9人の少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。

【第5期計画での方向性】

認知症対応型共同生活介護については、平成 26 年度に 378 人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成 26 年度に 146 人の利用があると見込みます。

■認知症対応型共同生活介護の目標量

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	367	372	378

■介護予防認知症対応型共同生活介護の目標量

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	132	139	146

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の介護専用型特定施設（入所定員 29 名以下）に入居して、日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を受けることができるサービスです。

【第5期計画での方向性】

地域密着型特定施設入居者生活介護については、第5期中の利用がないものと見込んでいますが、今後のニーズの動向に応じて、事業者の意向を把握しつつ、サービス提供体制の整備について検討していきます。

■地域密着型特定施設入居者生活介護の目標量

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム（入所定員 29 名以下）に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを受けることができるサービスです。

【第 5 期計画での方向性】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第 5 期中の利用がないものと見込んでおりますが、今後のニーズの動向に応じて、事業者の意向を把握しつつ、サービス提供体制の整備について検討していきます。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	0	0	0

3 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合、その費用を補助するサービスです。

【第 5 期計画での方向性】

住宅改修については、平成 26 年度に 89 人の利用があると見込みます。また、介護予防は、平成 26 年度に 12 人の利用があると見込みます。

■住宅改修の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	67	78	89

■介護予防住宅改修の目標量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用人数（延べ人数）	10	11	12

4 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の介護計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。

介護予防支援は、本人ができることを共に発見し、本人の主体的な活動と参加意欲を高めるために必要な介護予防サービスを提供するための計画（介護予防サービス計画）の作成や各サービス事業者等との連絡、調整を行うサービスです。特に、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようになるのか具体的な目標を明確にし、一定期間経過後は目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。また、地域における健康づくりやサークル・団体活動、ボランティア活動など介護保険以外のさまざまな社会資源を有効に活用したプランの作成を行います。

【第5期計画での方向性】

居宅介護支援については、平成26年度に2,646人の利用があると見込みます。また、介護予防支援は、平成26年度に1,164人の利用があると見込みます。

■居宅介護支援の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	2,593	2,620	2,646

■介護予防支援の目標量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	1,153	1,158	1,164

5 介護保険施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者が入所します。入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の世話、機能訓練、健康管理を行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

介護老人福祉施設については、平成26年度に888人の利用があると見込みます。

■介護老人福祉施設の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	868	878	888

(2) 介護老人保健施設

看護や医学的管理の下に、介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うサービスです。居宅における生活への復帰をめざす施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。

【第5期計画での方向性】

介護老人保健施設については、平成26年度に274人の利用があると見込みます。

■介護老人保健施設の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	250	262	274

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期にわたって療養を必要とする高齢者等を入所対象者とし、療養上の管理・看護や医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行うサービスです。

【第5期計画での方向性】

介護療養型医療施設については、平成24年度以降、毎年16人の利用があると見込みます。

■介護療養型医療施設の目標量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用人数（延べ人数）	16	16	16

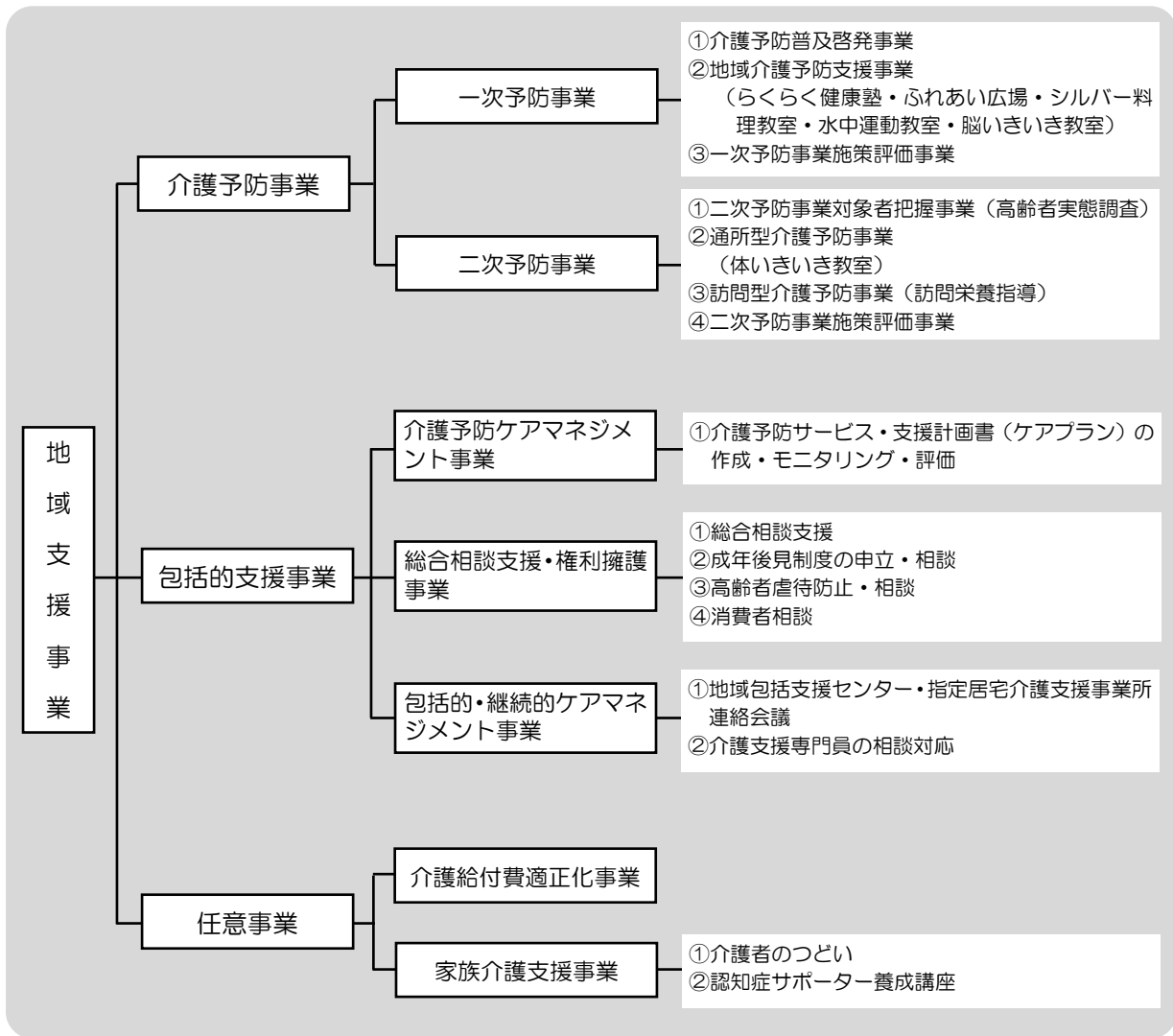
第5章 地域支援事業

1 地域支援事業の概要と実施方針

(1) 地域支援事業の概要

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを強化する観点から下記のような事業を実施しています。

- ① 介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント事業・総合相談支援・権利擁護事業・包括的・継続的マネジメント事業）
- ③ 任意事業（介護給付費適正化事業・家族介護支援事業）



(2) 地域支援事業の実施方針

町民一人ひとりが自立した生きがいのある人生を送ることを目的に事業を実施します。介護予防に向けた取り組みが主体的に実施できる町づくりをめざし、介護予防に関する活動の普及、啓発や地域における自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。

2 介護予防事業

(1) 一次予防事業対象者施策（ポピュレーションアプローチ）

身近な地域の中で、介護予防に資する自発的な活動が広く実践されるよう、シルバー人材センター、食生活改善会、いきいきサポーター、商工会等の地域の組織や団体の介護予防活動を支援します。

① 介護予防普及啓発事業

ふれあい広場・出前講座などの機会にパンフレットを配布したり、介護予防講話を実施します。

② 地域介護予防活動支援事業

食生活改善会やシルバー人材センターとの協働により、高齢期の栄養改善や認知症防止を目的に介護予防活動を行います。

■地域介護予防活動支援事業例

事業	内容
シルバー料理教室	高齢期に多い低栄養状態予防のため、食生活改善会の協力により実施しています。管理栄養士による助言のもと、高齢期の食事のポイントや、お惣菜なども活用し、一人暮らしでも簡単に作れるメニューを随時作成しています。
ふれあい広場事業	シルバー人材センターへの委託により、認知症、閉じこもり予防のため歌やレクリエーション、おしゃべりなどを実施し、ゆったりと過ごしてもらいます。地域の公会堂などの身近な場所や、送迎により長生荘を会場として利用します。
脳いきいき教室	認知症予防対策として 65 歳以上の高齢者を対象に臨床心理士、ケアマネジャーによる認知症・うつ病の講話を行い、知識を身につけてもらい予防につなげます。

③ 一次予防事業施策評価事業

本計画における一次予防事業施策事業について、その達成状況を検証し、一次予防事業施策の事業評価を実施します。

(2) 二次予防事業対象者施策（ハイリスクアプローチ）

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者（以下、二次予防事業対象者という）を対象として事業を実施します。要介護状態等になることを予防し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援します。

① 二次予防事業対象者把握事業

健康福祉課健康づくり担当で実施している事業で、二次予防事業対象者を選定することを目的に次の取り組みを実施しています。

- ・ 民生委員による高齢者実態調査
- ・ 生活機能評価による把握
- ・ 介護保険担当との連携による把握
- ・ 地域包括支援センターとの連携による把握
- ・ 本人家族等からの相談による把握
- ・ 医療機関・民生委員・地域住民からの情報提供による把握

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された二次予防事業対象者に対し、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」を中心にその他「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり・認知症・うつ予防・支援」を内容とした介護予防事業を実施します。

事業の提供にあたっては、対象者ごとに作成される「介護予防プラン」に基づくものとし、事業が効果的に実施されるように努めます。

■通所型介護予防事業の基本的内容

項目	内容
運動器の機能向上	体いきいき教室（運動機能向上）：運動機能が低下している、または、おそれのある対象者に対し、理学療法士等を中心に運動機能向上に係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、マシントレーニング等を実施し、運動機能向上の支援を行っています。
栄養改善	高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食えること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を通年で実施しています。
口腔機能の向上	高齢者の摂食・えん下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・えん下機能に関する機能訓練の指導を通年で実施しています。
閉じこもり・認知症・うつの予防	環境の変化や身体機能の低下などにより、閉じこもりやうつ病等の状態になることを予防するため、介護予防事業を通じた高齢者同士の交流支援や心の相談を実施しています。

③ 訪問型介護予防事業

低栄養状態にある、または、そのおそれのある対象者に対し、管理栄養士が栄養状態を改善する計画を作成し、個別的な訪問栄養相談を実施し、低栄養状態改善の支援を行います。

事業の実施にあたっては、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント事業により、対象者ごとに作成される「介護予防プラン」に基づくものとし、各相談・指導が効果的に実施されるように努めます。

④ 二次予防事業対象者施策評価事業

本計画において定めた「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らして、達成状況を検証し、介護予防二次予防事業対象者施策の事業評価を実施します。

なお、本事業は、通所型介護予防事業および訪問型介護予防事業の実施に併せて必ず実施することとされています。また、評価結果については、地域包括支援センター運営協議会に報告します。

(3) 介護予防事業の効果の目標

本計画において定めた各種の介護予防事業を行うことで、二次予防事業対象者が要介護状態とならずに、地域での自立生活を継続することを目標とします。

■介護予防事業の効果の目標

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業対象者数（人）	156	160	165

※対高齢者人口割合5%を見込み

3 包括的継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

被保険者が要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

二次予防事業対象者把握事業により決定された二次予防事業対象者については、地域包括支援センターに情報が集約されます。

地域包括支援センターをはじめ、介護予防ケアマネジメント事業として、以下のプロセスによる事業を行います。

①対象者の把握

生活機能評価の結果等から対象者を把握します。

②一次アセスメント

対象者及び家族との面接による聞き取り等から対象者の生活史、日常生活の状況、生活機能低下の原因や背景等の課題を明らかにします。

③介護予防プラン作成

課題分析の結果、生活の質の向上をめざし、対象者の希望に基づいて目標を設定し、その目標を達成するために、対象者および家族の同意を得て、適切な事業等の組み合わせを検討します。

④サービス提供後の再アセスメント

介護予防サービスの利用状況を把握するとともに、目標の達成状況や利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化を把握し、新しい課題が生じていないかどうか検討します。

⑤事業評価

サービス事業者の報告を基に、介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうか、運動機能や栄養状態の変化、主観的健康観等の変化などを把握し、利用者の生活機能全体に関する評価を行います。

なお、地域包括支援センターでは、要支援1・要支援2に対する予防給付のマネジメントを併せて実施します。

(2) 総合相談支援・権利擁護事業

高齢者に関する総合相談や高齢者虐待に関する相談を受けます。どのような支援が必要か判断し、地域における適当な機関や制度につなげるなどの支援を行います。

① 地域における関係者とのネットワーク構築

地域包括支援センター運営協議会や民生委員協議会の場を活用したり、シルバー人材センター、社会福祉協議会などとの連携をとりながら、地域住民へ働きかけを行います。

② ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握

関係機関主催の会合に参加したり、関係者からの情報提供により高齢者や家族の状況を把握する。また地域の中で高齢者に多くふれる立場にある人と関係性をつくり、気になる高齢者がいれば連絡をしてもらいます。

③ サービスに関する情報提供等の初期対応から、継続的・専門的な相談支援

初回相談時に、的確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施しています。

④ 権利擁護の観点からの支援が必要な高齢者への対応

高齢者虐待相談については、高齢者福祉担当と連携をとりながら対応します。

また、成年後見制度については、権利擁護センター等と連携をとりながら対応します。

(3) 包括的・継続的マネジメント

事例検討会を定期的実施するなど主治医やケアマネジャーなどとの協働や、地域の関係機関との連携を通じて、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、後方支援を行うものです。

① 地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務

個々の事例の対応から制度の確認など、介護支援専門員の相談に随時対応します。必要に応じて同行訪問も実施します。

② 支援困難事例等への指導・助言業務

個々の介護支援専門員が解決困難な事例については、解決の糸口を提示したり、同行訪問、サービス担当者会議への参加などにより対応します。

③ 地域における社会資源との連携・協力に基づいた、包括的・継続的なケア体制の構築業務

個々の事例支援を通じて、医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取り組みます。

④ 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

介護支援専門員相互の情報交換、研修の場として、定例（月1回）で連絡会議を開催しています。

4 任意事業

(1) 家族介護支援事業

① 家族介護継続支援事業

認知症を抱える家族の精神的、身体的な負担を軽減し、認知症者を介護している家族が共に学び、悩みを共有し、互いに励まし合う中で、明日への介護の活力を導き出すことを目的に認知症家族教室を毎月1回実施しています。

5 介護予防事業の見込量（数値目標）

（1）二次予防事業

（単位：利用者の延人数、人）

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
体いきいき教室	1,800	1,800	1,800
訪問栄養指導	10	10	10
訪問歯科指導	10	10	10

（2）一次予防事業

（単位：利用者の延人数、人）

事業名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
らくらく健康塾	900	900	900
水中運動教室	480	480	480
シルバー料理教室	100	100	100
ふれあい広場（長生荘）	800	850	900
ふれあい広場（各地区）	250	300	350
ふれあい広場 （歌謡健康教室）	1,900	2,000	2,100

第6章 介護保険事業費の見込み

1 介護給付・予防給付サービスごとの見込み量

これまでのサービスの利用状況や、今後のサービス提供体制の整備見込みを考慮して、サービスごとの見込み量を設定しました。

■居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービスの見込み量

(単位：回、人)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	14,286	14,907	15,760
	人数	814	852	907
訪問入浴介護	回数	361	375	382
	人数	65	66	67
訪問看護	回数	724	751	780
	人数	202	211	223
訪問リハビリテーション	回数	794	891	1,018
	人数	146	171	199
居宅療養管理指導	人数	144	145	147
通所介護	回数	12,864	13,459	14,307
	人数	1,546	1,608	1,725
通所リハビリテーション	回数	6,471	7,325	8,391
	人数	781	887	1,023
短期入所生活介護	回数	5,270	5,752	6,335
	人数	448	487	534
短期入所療養介護	回数	640	654	671
	人数	71	74	76
特定施設入居者生活介護	人数	115	121	128
福祉用具貸与	人数	1,134	1,188	1,265
特定福祉用具販売	人数	55	70	86
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護	回数			
	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	回数			
	人数	10	13	14
認知症対応型共同生活介護	人数	367	372	378
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0	0	0

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	人数	67	78	89
居宅介護支援	人数	2,593	2,620	2,646
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	868	876	888
介護老人保健施設	人数	250	262	274
介護療養型医療施設	人数	16	16	16

■介護予防サービス/地域密着型介護予防サービスの見込み量

(単位：回、人)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	回数	/	/	/
	人数	431	434	439
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	13	14	14
	人数	13	14	14
介護予防訪問リハビリテーション	回数	38	48	58
	人数	5	6	7
介護予防居宅療養管理指導	人数	18	19	20
介護予防通所介護	回数	/	/	/
	人数	626	670	715
介護予防通所リハビリテーション	回数	/	/	/
	人数	320	325	331
介護予防短期入所生活介護	回数	102	102	103
	人数	51	51	52
介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	129	135	141
介護予防福祉用具貸与	人数	47	49	52
介護予防特定福祉用具販売	人数	19	20	20
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	回数	/	/	/
	人数	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	回数	/	/	/
	人数	132	139	146

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
住宅改修	人数	10	11	12
介護予防支援	人数	1,153	1,158	1,164

■必要利用定員総数

(単位：人)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型共同生活介護	36	36	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0

2 給付費の見込み

■居宅・地域密着型サービス・施設サービス給付費の見込み

(単位：千円)

事 業 名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間合計
(1) 居宅介護サービス				
①訪問介護	41,909	43,912	46,181	132,002
②訪問入浴介護	4,109	4,264	4,348	12,721
③訪問看護	5,896	6,144	6,464	18,504
④訪問リハビリテーション	2,211	2,482	2,835	7,528
⑤居宅療養管理指導	644	645	652	1,941
⑥通所介護	111,441	115,657	120,544	347,642
⑦通所リハビリテーション	52,988	60,045	68,964	181,998
⑧短期入所生活介護	43,643	47,577	52,463	143,684
⑨短期入所療養介護	6,981	7,098	7,237	21,316
⑩特定施設入居者生活介護	18,478	19,402	20,491	58,371
⑪福祉用具貸与	17,544	18,273	19,400	55,216
⑫特定福祉用具販売	1,378	1,670	1,991	5,038
(2) 地域密着型サービス				
①夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
②認知症対応型通所介護	0	0	0	0
③小規模多機能型居宅介護	2,330	2,770	3,120	8,220
④認知症対応型共同生活介護	91,649	92,630	94,184	278,463
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑥地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0	0
(3) 住宅改修	3,612	3,960	4,370	11,942
(4) 居宅介護支援	34,224	34,384	34,557	103,165

(5) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	212,368	214,480	217,498	644,346
②介護老人保健施設	64,159	67,829	71,499	203,487
③介護療養型医療施設	6,050	6,050	6,050	18,151
④療養病床からの転換分	0	0	0	0
介護給付費計	721,614	749,274	782,849	2,253,737

■介護予防・地域密着型介護予防サービスの見込み

(単位：千円)

事業名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3年間合計
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	7,702	7,790	7,925	23,417
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	429	452	472	1,352
④介護予防訪問リハビリテーション	109	136	163	408
⑤介護予防居宅療養管理指導	88	93	99	281
⑥介護予防通所介護	22,689	23,870	25,113	71,672
⑦介護予防通所リハビリテーション	12,364	12,500	12,654	37,518
⑧介護予防短期入所生活介護	761	768	775	2,305
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	12,561	13,128	13,870	39,559
⑪介護予防福祉用具貸与	124	131	138	393
⑫介護予防特定福祉用具販売	301	302	306	909
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1,289	1,355	1,425	4,069
(3) 住宅改修	1,180	1,237	1,302	3,720
(4) 介護予防支援	4,918	4,947	4,975	14,841
予防給付費計	64,515	66,711	69,219	200,445
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	786,129	815,985	852,069	2,454,182

■保険給付費等の見込み

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
介護給付費（Ⅰ）	721,614	749,274	782,849	2,253,737
介護予防給付費（Ⅱ）	64,515	66,711	69,219	200,445
計 ①	786,129	815,985	852,069	2,454,182
特定入所者介護サービス費等 ②	33,128	35,686	38,442	107,255
高額介護サービス費等 ③	14,430	15,555	16,768	46,754
高額医療合算介護サービス費等 ④	1,814	1,955	2,108	5,877
算定対象審査支払手数料 ⑤	1,050	1,063	1,076	3,188
地域支援事業費 ⑥	19,217	19,991	20,916	60,124
財政安定化基金拠出金 ⑦	0	0	0	0
財政安定化基金償還金 ⑧	0	0	0	0
市町村特別給付費等 ⑨	0	0	0	0
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	855,768	890,235	931,379	2,677,380

第7章 計画の推進

本計画を円滑に推進し、計画目標を達成するために次の事項について取り組みます。

1 介護給付費の適正化推進

(1) 介護給付費適性化の意義

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(2) 実施目標

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化といった主要事業については、平成24年度以降もすべての事業を実施し続けることとします。

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費適正化事業	100	100	100
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	100	100	100
ケアマネジメント等の適切化 ※ケアプランの点検 ※住宅改修等の点検	100 100	100 100	100 100
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化 ※「医療情報との突合」・「縦覧点検」 ※介護給付費通知	100 100	100 100	100 100

(注) ※の5事業を主要適正化事業といたします。(以下参照)

①認定調査状況チェック

指定居宅介護支援事業者、施設、介護支援専門員が実施した認定調査内容について町職員が訪問や書面審査によって点検します。

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査により、町職員など第三者がその内容の点検、指導を行います。

③住宅改修等の点検

居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認、工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査などにより施工状況の点検を行います。

また、福祉用具利用者に対する訪問調査などにより、福祉用具の必要性や利用状況を点検します。

④医療情報との突合・縦覧点検

後期高齢者（長寿）医療制度、国民健康保険の入院情報などと介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

⑤介護給付費通知

利用者本人や家族に対し、サービスの請求状況、費用について通知します。

2 保健・福祉・医療の連携強化

（1）行政内部における関係部門との連携

高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉分野との連携はもとより、住宅、就労、教育、まちづくり担当課等との幅広い分野との連携を図ります。

（2）関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに暮らしていくためには、行政のみならず、関係団体等との協働により、きめ細かいサービスを提供する必要があります。そのため、関係団体等との連携を図ります。

3 サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化

介護保険サービスは民間事業者から提供されています。これらの民間事業者と情報交換を進め、高齢者に対して総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

さらに、地域における民間事業者の多様性を図るため、在宅サービス提供事業者を中心として、新たな参入やサービス内容の多様化などを適切に促進していきます。

4 多様な相談体制の整備

近年では、高齢者の環境やニーズの変化により、相談内容も多様化しています。また、介護の悩みや不安などは突然やってくる場合もあります。高齢者やその家族が身近な場所で必要な時に相談できるよう、多様な相談体制を整備するとともに、迅速に対応できる体制づくりをめざします。

(1) 相談体制の充実

必要なサービスが適切に提供できるよう、保健福祉サービスや介護保険サービスの利用に関する相談体制の充実を図ります。

また、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らせるよう、サービス利用上の苦情・相談に対応する体制の充実を図ります。

- ◇地域包括支援センターの充実
- ◇福祉相談、困りごと相談の実施
- ◇保健師等による専門相談の実施
- ◇苦情・相談窓口の充実

5 情報の提供

介護保険制度では、利用者が自らの責任においてサービスを選択し、サービス事業者と契約することで、サービスが提供されています。利用者が必要な介護サービスを、より効果的に利用するためには、利用者が適切で十分な情報を持っていることが必要です。

要支援や要介護になるおそれのある高齢者等に対して、適切な情報の提供や利用申請に対する支援を積極的に提供します。

(1) 情報提供体制の充実


必要なサービスを自らの選択に基づき適切に利用できるよう、情報提供体制の充実に努めます。

- ◇情報公開の推進
- ◇広報紙、パンフレット、インターネット等による情報提供
- ◇出前講座等による保健福祉制度説明会、研修会の実施
- ◇地域包括支援センター、サービス提供事業者、民生委員等による情報提供

(2) 利用申請に対する支援

必要なサービスが誰にでも利用しやすくなるよう、総合窓口等の充実に努めるとともに、サービスの利用申請に対する支援を行います。

- ◇地域包括支援センター等による申請の代行
- ◇申請書類の統合化や簡素化



6 関係機関・団体等との連携強化

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでは十分とはいえません。高齢者が安心できる生活を確保するためには、高齢者を日常的に支える地域住民の力が必要です。身近な見守り活動や話し相手、相談相手として、精神的、物理的な支えとして地域住民の活躍を促します。

また、社会福祉協議会はもとより、シルバー人材センター、老人クラブなどは、地域福祉の担い手あるいは主体として期待されており、また、実際に多様な福祉活動を行っています。今後も、これらの組織との連携を強化し、地域住民の活躍によるあたたかいまちづくりを進めていきます。

7 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、適宜進行管理と事業評価を行い、各施策・事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。



資料編

資料編

1 用語集



2 皆野町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

第5期皆野町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
平成24年度～平成26年度

発行
企画・編集

T E L
F A X

平成24年3月
皆野町 健康福祉課
〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1
(0494) 62-1233
(0494) 62-2791